

## 第2回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和4年11月24日（木）14：05～14：20

場所：西棟8階大会議室

### ○築田危機管理局次長

ただいまから、第2回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。なお、上北地方支部長はオンラインでの参加となっております。

はじめに、農林水産部長からこれまでの対応等について報告いたします。

### ○赤平農林水産部長

お手元の第2回危機対策本部会議資料に基づきまして、横浜町において確認された高病原性鳥インフルエンザへの対応について御報告します。

まず、1の防疫措置です。

(1) 殺処分作業は、6時間交代の4班体制（1日延べ240名体制）とし、県職員等を延べ851人動員し、殺処分等の作業を実施しました。20日15時から開始し、23日7時50分に作業を完了しています。処理羽数実績は12万1,933羽となっています。

(2) 埋却作業は、上北地域の建設業10社の協力を得て、発生農場から約3キロメートル離れた町有地に委託事業者が埋却溝3溝を掘削しました。21日8時25分から投入を開始し、本日11時に埋却作業を完了。実績は、フレコンバック1,684袋となっています。

(3) 清掃・消毒作業です。発生農場は、23日から作業を実施し、翌24日7時に完了しています。埋却溝は、23日から消毒作業と埋却作業を並行して実施し、翌24日11時に完了しました。以上を全て実施し、国からの了解を得て、発生農場の防疫措置を11月24日11時30分に完了としました。

(4) 消毒ポイントの運営です。本病確認の20日に発生農場周辺に現地消毒ポイントを、半径3キロメートル及び10キロメートル地点付近の3か所に消毒ポイントを設置。発生農場の消毒完了と同時に現地消毒ポイントを廃止し、その他3か所については、引き続き、24時間体制で運営しています。

2の発生状況確認検査及び疫学調査です。

(1) 発生状況確認検査については、20日に移動制限区域内4農場で検体を採取の上、青森家畜保健衛生所が検査を実施した結果、抗体検査は全て陰性でした。ウイルス分離検査結果は、本日18時頃に判明予定となっています。

(2) 疫学調査については、21日に国と県等の疫学調査班5名が発生農場を調査し、その調査結果は、後日、国が公表することとなっています。

3の発生防止対策として、本病の発生を踏まえ、家きん飼養者に対して、改めて衛生情報等の発信により異常鶏等の早期通報並びに飼養衛生管理基準遵守の徹底を指導しています。

4の安全性のPRです。ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施したほか、20日に県内外の量販店等44社（58か所）に対して、防疫措置の対応状況等について情報提供しています。

5の今後の対応についてです。

(1) 発生農場の消毒は、消毒が完了した本日から、おおむね1週間間隔で2回以上の消毒を実施します。

(2) 移動制限区域等の解除についてです。12月5日（防疫措置完了から10日経過後）に、移動制限区域内の農場において清浄性確認検査を行い、陰性が確認されれば、国と協議の上、移動制限区域を解除します。12月16日午前0時（防疫措置完了から21日経過後）までに異常がないことが確認されれば、国と協議の上、移動制限区域を解除することになります。以上をもって制限区域を含めた防疫措置完了となります。

(3) 発生防止対策です。全国各地の農場及び野鳥において、高病原性鳥インフルエンザが確認されており、リスクの高い状況にあるため、引き続き、発生防止対策の徹底を指導してまいります。

(4) 安全性のPRにつきましても、引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施してまいります。

私からは以上です。

○築田危機管理局次長

次に、上北地方支部長から今回の対応について報告いたします。

○上北地方支部長

上北地方支部です。今回の横浜町における防疫作業に当たりまして、多くの方々の支援を受けて無事終了することができました。

特に、8月の大雨被害への復旧対応でお忙しい中、県庁各課、他県民局から職員の応援をいただいたこと、この場を借りまして感謝申し上げます。

今回は、特に、施設の運営をお手伝いいただいた横浜町や消毒ポイントの運営をお手伝いいただいた野辺地町はもちろんのこと、休日返上で対応していただいた上北農村整備建設協会をはじめ、県トラック協会や地元のタクシー、バス会社のほか、消毒ポイントの運営に当たっておられる県警備業協会や県ペストコントロール協会の皆様などの多くの御支援をいただき無事終了することができました。心から感謝申し上げます。

我々としましても、引き続き緊張感をもって対応してまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

○築田危機管理局次長

次に、環境生活部長から野鳥に係る対応について御報告いたします。

○石坂環境生活部長

環境生活部です。当部では、今回の発生を受けまして、環境省が指定した野鳥監視重点区域における状況調査を週3回行うこととしております。

11月20日から21日にかけて第1回、昨日第2回目の調査を行ったところ、現在まで異常は発見されておりません。今後も、環境省が野鳥監視重点区域を解除するまでの間は、当該区域内における調査を継続して実施し、異常が発見された場合は速やかに公表する予定としております。

以上です。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本日、11時30分をもって、発生農場の防疫措置が完了しました。

本部長としては、当初予定より前倒しで防疫措置を終えることができたことは、職員の動員態勢や作業機器の迅速な手配など、今年4月発生時の経験を生かして、各種の段取りを整えてきた効果が現れたものと考えています。

昼夜を問わず、農場内の過酷な環境の中で、作業してくれた職員には、心から慰労するとともに、全庁挙げて対応してくれたことに感謝します。本当にありがとう。

また、集合施設を提供して下さった横浜町、夜を徹して埋却作業を実施して下さった上北農村整備建設協会、会員建設業の皆様方など、御協力を賜りました全ての関係者の皆様方に、改めて心から御礼を申し上げる次第であります。

本病は、昨日も宮城県で発生が確認されるなど、全国の処分対象羽数は既に昨シーズンを上回っています。

今後は、発生地域の清浄化とともに、本病への備えに万全を期すため、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

1点目、依然として感染リスクが高い状況にあることから、引き続き、発生防止対策の徹底を指導すること。

2点目、今後も、県民に対して、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。

3点目、国と連携して原因究明を進め、得られた知見を家きん飼養者をはじめ関係者と共有し、今後の対策に生かすこと。

4点目、対応に当たった職員の心身のケアに配慮すること。

以上、対応に万全を期してください。

続きまして、県民の皆様方にお話させていただきます。

本日、11月24日11時30分をもって、発生農場の防疫措置を完了しました。

今後は、本県における高病原性鳥インフルエンザの収束に向け、継続した発生農場の消毒や、移動制限区域内の検査等を進めるとともに、引き続き、発生防止に万全を尽くして参ります。

発生農場の肉用鶏は全て埋却処分しており、先日もお話ししたとおり、感染のおそれのある鶏肉は市場に流通していません。また、我が国では、これまで鶏肉及び鶏卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様方には、これまでどおり、県産の鶏肉、鶏卵の御愛用をお願いします。

また、家きん飼養者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただくよう、強くお願い申し上げます。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了します。